

## 多治見市新火葬場建設候補地選定委員会（第三回）議事録

日 時 : 平成 19 年 6 月 28 日 (木) 13:00～15:30  
場 所 : 市役所 5 階 第一会議室  
出席者 : (委員) 片山委員長、島崎副委員長、兼田委員、豊田委員、杉井委員  
(事務局) 古川市長、桜井環境経済部長、鈴木環境課長、  
荻野新処分場建設担当課長、藤井副主幹、大中総括主査

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまより第三回多治見市新火葬場建設候補地選定委員会を開催させていただきます。

みなさまご承知のように先の 4 月の統一地方選挙により市長が交代しております。新市長の古川よりひとことご挨拶を申し上げます。

(市長)

4 月 22 日の選挙におきまして、前西寺市長からバトンを引き継ぎました多治見市長の古川でございます。選考委員の先生のみなさまには大変暑いなか、ご苦労をお掛けいたします。

シビルミニマムのなかの最たるものといいますか、これがあって無駄であるというようなことは絶対に言われたい公共工事ということで、ただし、近隣の都市と比べますと、本当に老朽化と、見た環境としても、「人間の最後がここなのか」というようなこととなると、いわゆる地域間格差がはっきりするものになります。大変期待の大きい建物でございますし、近隣では相当、デラックスといいますか、土岐市あるいは瀬戸市、私はたまたま葬儀があって行きますけれども、随分多治見市民は損をしているなあというような感覚でございます。

お聞きをするとすでに 34 箇所まで絞り込みが行われているということで、それを一つずつ点検・検証していただいて、概ねのところは絞り込んでいただけるということで、大変な作業でございます。

公平・中立な目をもっていただいて、多治見市 11 万 7 千人のひとが最後には必ず使用しなければならない施設でございますので、慎重なご選考をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(事務局)

公務の都合により市長は失礼させていただきます。

それでは、本日の議事にはいたいと思います。これより先は、委員長の片山先生をお願いいたします。

(委員長)

本日のスケジュールを先に申し上げます。最初に 200 筆以上ありました候補地につきまして、既に用途が決まっているとか、面積としてはクリアしているけれども、土地の形状で利用不可能であるようなところにつきまして選別をさせていただきました案をお示しし、さらに、もし絞り込めるのであれば絞り込もうと考えています。そのうえで、7 月から 9 月くらいにかけて現地を確認した上で、決めていきたいと考えています。

本日は、絞込み作業を致しまして、これが終わりましたら、ただいま市長からもお話のございました、多治見市の現在の火葬場をわれわれはまだ見ておりませんので、本日可能であれば、視察して解散とさせていただきますたく考えております。

その後につきましては、絞込みが終わりましたら、みなさまの日程をお伺いして、いよいよ現地をひとつずつ確認し精査していきたいと考えています。

それでは、資料に基づきまして、確認していきたいと思います。まず事務局により 227 箇所の土地につきまして、34 箇所まで絞り込んでおりますが、その状況につきまして、ひとつずつ確認を行いたいと思いますが、事務局より概要を説明願います。

(事務局)

資料 1 の 2 と現場写真 1 をつき合わせながら確認いただきたいと思います。資料 1 の 2 の一番右側に「除外する理由」という欄がございますが、こちらに委員長と相談のうえ、事務局としてどういった理由で除外したのかが記してあります。大きく分けると、まずとてもこのカタチでは建設できないであろうという土地のカタチで判断しております。それから既存施設有り・利用というもので、既に土地利用がされているもの、もうひとつは急傾斜地です。傾斜がきつくて平場を確保することが困難であろうというところ。最後に保安林ですが、今回事務局にて除外させていただいております。これにつきましては議論があればお願いしたいと思いますが、現在保安林の解除は極めて難しくなっておりまして、代替が可能な施設は認められないという状況となっております。公共施設であってもなかなか許可が下りない・解除が難しいという状況がございますので事務局といたしましては、除外してはどうか、というご提案です。

こうした基準で除外させていただき残ったものが資料 1 の 2 で「◎」がうってあるもので残った候補地をまとめたものが資料 2 です。

今回は、順番に写真と突合せしていただきながら、事務局の判断の適否について、例えば事務局では除外しているけれども可能ではないか、ここは残っているが無理ではないかといった確認をいただきたいと思います。

(委員長)

それでは順番に確認していきます。

土地地目が宅地とあるものでも、除外になっているのはどういった判断でしょうか。

(事務局)

これにつきましては、土地の形が、変則地であるために建設ができないであろうと判断したものです。なお、面積につきましては、公簿上の面積ですので、実際とは若干異なる場合がございます。

(委員長)

わかりました。では、写真資料の 1 ページ目から順番に確認していきます。確認の途中でお気づきの点等ありましたらご発言ください。

なお、この絞込みでは、急傾斜地であるところ、面積があっても細長い土地であり候補地となり得ないところ、既に建物等があるところ、それから保安林であるところについて機械的に除外していると考えてください。

従いまして、残った 34 ヶ所についても再度精査しなければならないと考えてください。

このためにひとつずつ確認をしていきます。

－「資料1の2」と「現場写真その1」の突合せにより1筆ごとの確認作業を行う－

(委員長)

ここまでが多治見地区分(写真番号87番まで)で、次は、笠原地区分(写真番号88番以降)となります。

(事務局)

笠原地区の候補地については、保安林という理由で除外している土地については、写真をご用意していません。なお、それ以外の理由、例えば、利用中であるとか、土地のカタチである理由によって除外しているものは、写真がございます。よろしくお願いします。

(委員長)

では、笠原分について確認を行います。

－「資料1の2」と「現場写真その1」の突合せにより

保安林以外で除外した土地の確認作業を行う－

(委員長)

これで、確認を致しまして、「◎」で残りましたのは34箇所ということとなります。それでは、ただいま確認をいたしました除外したところにつきまして、委員のみなさまご了承いただけますでしょうか。

除外した理由のひとつは保安林であること、ひとつは急斜面で利用ができないこと、あるいは協定が結ばれているところ、あるいは既に施設として利用されているか利用が決定されているところであって、新たに新火葬場を設けるということが難しいということで、一応面積上可能であるところを洗い出した結果として、いま、現状として34箇所が残っております。

これら34箇所が現場写真その2ということとなっております。これらの34箇所について、更に事務局からコメントをいただきまして、精査していきたいと考えます。事務局よろしくお願いします。

(事務局)

ただいままでご確認いただきまして34箇所を整理しなおしました資料が資料2です。資料1の2は筆毎にみておりますが、資料2では、まとめて箇所として掲載しています。資料2の連番と現場写真その2の番号を一致させていますので、つき合わせて確認をお願いしたいと思います。そしてもう一つ資料3というものがございます。これは34箇所に関して特に、法規制等の状況ということで、例えば4番の箇所ですと、開発緑地指定があり開発が不可能ですよ、といったコメントを記させていただいております。ここと、接道の状況ですとか、既存の開発計画の有無、主な課題ということで、事務局が気づいた点について記しておりますが、これらは最終的に絞り込む判断材料となる場合もあります。

こういったことを参考にしていただいで先ほど来委員長がおっしゃっておられますように、34箇所の中にも除外する条件に該当するという箇所があると事務局では考えていますので、今一度、34箇所につきましてご確認をお願いしたいと思います。

なお、テーブル上に等高線の入った 1/2,500 の都市計画図もご用意させていただいております。特に急傾斜地について確認をいただければと思います。

もうひとつ、現場写真その 3 がございます。これはあらかじめ 34 箇所について、一部はございませんが、事務局が現場の雰囲気わかる写真を撮影しておりますので、参考としていただければと思います。

(委員長)

では、一つずつ確認します。1 番の旭ヶ丘 10 丁目ですが、これについてはどうですか。

(事務局)

ここは、粘土の採掘跡地ですので、埋め戻し等も考えられ地盤が軟弱ではないかと心配な面があります。こうしたことは今後の基準の中で考慮していくことなのではないか、と考えています。

もう一つは、並行して今検討しています新市民病院の候補地としても挙がったところです。また既に決定しています新最終処分場の候補地でありましたが、候補から外れた場所です。

(委員長)

新市民病院の検討委員会の進捗状況はどのようですか。

(事務局)

市長が交代しまして、新たにこれから委員会を立ち上げまして検討を開始すると聞いています。

(委員)

まず、この写真図面の見方について説明をいただきたい。

(事務局)

写真図中の赤い線が候補地の境界線です。水色の線は上水道がどこに敷設されているかについて示しています。そして、茶色の線はいわゆる接道、市道、県道、林道といった車が通行可能な道路の状況です。

(委員)

わかりました。

市民病院候補地ですが、都市計画法が改正されて市民病院は一種の集客施設であるという位置付けとなりまして、街中に、という方針転換がされています。準工業地域はわりとグレーゾーンと言われていて、法律上は問題無いけれども、推奨されていない用途地域となっているようです。

(委員長)

そうですね。病院は一度郊外に出て行ったのですが、その結果、街が衰退してしまったところがありますね。豊橋市もそういった状況があったようです。人の流れが全く変わってしまったのですね。ですから街中に持ってこよう、そういったことですね。

(委員)

そうですね。

(委員長)

全ての公共移設について、こうしたことが言われています。

(委員)

床面積で 10,000 m<sup>2</sup>というのがひとつの基準で、それ以上のものは商業地域等、街のなかに寄せて欲しいということですね。火葬場はこの場合関係は無いですけれども。その他の施設は影響がでてくると考えたほうが良いですね。

逆にいうと、1番は、市民病院の候補地としては、順位が下がる可能性があるだろうと思います。

(委員長)

では、1番は残しておきます。では次は2番です。

(事務局)

これは、旧牧場の跡地です。それから付近に老人施設が2箇所あります。比較的緩やかな傾斜です。旭ヶ丘側とありますが写真では右のほうになります。ただし山林伐採が必要となります。

それで、7丁目15の1のほうで、都市計画上道路建設の予定があります。

(委員)

縮尺はどの程度でしょうか。

(事務局)

写真によって多少前後しますが、1/5,000程度です。

(委員長)

ということは、今の説明では、難しいということでしょうか。

(事務局)

道路計画の左側であれば、可能かと思います。

(委員長)

では、2番については、かたまりとして可能であるということから残します。次は3番です。

(事務局)

3番は下沢町というところです。道路は県道になりますがその右側の土地です。特段の開発計画はありません。比較的傾斜としては緩やかです。しかし、写真の下部になりますが、溜池がありますので建設位置を考慮しなければなりません、特段の問題は無いかと考えています。

(委員長)

候補地として残すということですね。では残します。次は4番です。

(事務局)

ここは、協定により開発ができないこととなっており、除外させていただくということをお願いします。

(委員長)

候補地から除外することとします。では5番です。

(事務局)

ここは射撃場の跡地です。射撃場廃止の理由のひとつとしては、水質検査で鉛が検出されたということです。現在は鉛を除去して、水質の管理は継続しております。当然、開発をすればまた、鉛が出てくることが予想されますので、その処理は必要となってきます。

また、アクセス道路ですが、写真下部からの道路がありますが、車1台がやっと通過できる程度の細い道です。従いまして候補となりえますが、次の段階で検討を要することとなるかと思えます。

(委員長)

候補としては、残しますか、除外しますか。

(事務局)

候補として残す方向で考えています。

(委員長)

では、候補地として残します。次は6番です。

(事務局)

これは採石場に隣接する山です。かなり面積は広いですが奥地でもありますし、進入する道路が無いということで事務局としてはここについて厳しいと考えています。しかし、面積的にはありますのでご検討いただきたい。

(委員長)

では、一応候補地として残しましょう。次は7番です。

(事務局)

7番は6番の南側となります。ここは、進入路が無いということと、傾斜がかなりきついところではありますが条件上は満たしておりますので残っています。しかし、実際の開発ということでは困難であると思っています。

(委員長)

いま、おっしゃたのは、現状では進入路が無いということと、急斜面であるということです。もしアクセスをつけるとすると、私有地のなかにつけるとということで、開発には多額の費用が必要となるであろうし。

一応、候補地からは除外します。なお、外に候補地が無いというようなことがあれば再度検討しても良いかと思えます。

アクセス道は、整備するということであれば良いでしょうが、最初から造るということとなると、用地買収から始めなければなりません、そういった点も考慮したいと思えます。

では次は8番です。

(事務局)

三の倉町というところで、市の焼却施設があるところですが、接道はありますが、斜面がきついという面があります。あと、図面の左のほうに市の木にも指定されています、「しでこぶし」の群生地があります。最終処分場の候補地にもなっていましたが、そういったこともあって最終的に候補地から落ちたところです。

(委員長)

そういった場所は手をつけないほうが良いのではないのでしょうか。候補地からは除外しましょう。

(委員)

ここで言う急傾斜とはどういった意味でしょうか。

(事務局)

開発をしようと思えばできるのでしょうか、造成に多額の費用を要するであろうと考えられるところです。

(委員長)

それでは、次は9番です。

(事務局)

8番のところの右側となります。その真中あたりに「地球村」という市の宿泊研修施設があり

ますので、その部分は難しいと考えていますが、それ以外の部分が主な対象地となってくると思っております。

ここは面積的には満たしていますが、先ほどと同じように、傾斜としてはかなりきついものがあり、なかなか困難であると思っております。接道はあります。

(委員)

冬場のアクセスはここではこういった理解をすればよいですか。

(事務局)

事務局が心配していることは、斜面地で積雪・降雪があったときや凍結した場合に、車輛通行に支障があるのではないかということです。また、下手になるところに、現在稼働中の採石場があります。

(委員)

地球村は私も知っていますが、その周囲はすべて、遊歩道や自然体験施設ですから、その部分の開発は難しいでしょう。

(委員長)

いかがいたしましょうか。委員のみなさまのご意見はいかがでしょう。

(委員)

採石場があるということは、ダンプが行き交う道路であるということですね。

(委員長)

では、候補地から除外します。では次は 10 番です。

(事務局)

これも別の採石場の隣接する山ですが、ここもかなりの急傾斜ということで、開発には多額の費用を要するであろうと思います。

(委員長)

現場の写真がございしますが、かなりの傾斜地ですね。候補地からは落としましょう。よろしいでしょうか。次は 11 番です。

(事務局)

これは、候補地の右側の空き地部分には、小学校が建っておりますし、宅地開発が行われております。住宅地開発の残りの部分であるということでもありますし、ここを開発すると候補地左手の住宅地にも影響がでる恐れがあると思います。アクセスも左手からということとなろうかと思いますが、かなり狭い道路となっております。

(委員長)

野球場に入る道はどれでしょうか。

(事務局)

野球場には、団地のなかを通過していくこととなると思います。あまり広い道ではないです。候補地には、団地のなかを通過するか、左手からアプローチするかです。

(委員)

一般的には、霊柩車が、団地のすぐそばを通過する、ということは避けた方がよいと思います。

(委員長)

では、候補地から除外しておきましょう。外に候補地が無いということとなればその時点で再

検討しましょう。次は 12 番です。

(事務局)

候補地の一部が砂防指定、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所の指定場所となっておりますが、開発は法規制上は不可能ではないと聞いております。がしかし、相応の手続き・措置が必要となります。

開発可能な土地といいますと、図面上下側の部分か左側の斜面ぐらいではないかと思いますが、狭い住宅地のなかを通過していく必要がありますし、道路も広くはありません。

(委員長)

あまり望ましくなさそうですが…。

(委員)

実際問題として、こういった指定（砂防や急傾斜、土石流）がかかっている場所ですと、使える面積はかなり限られてきますね。

(事務局)

現時点では、こうした指定地を解除する手続きについては確認しておりません。

(委員長)

こうした指定がある場所を開発しようとした場合、その下手を解除しようとする、上手にそれなりの措置をしなければならないと思います。

12 番については、候補地から除外します。次は 13 番です。

(事務局)

この場所につきましては、土地のカタチ上から候補地から除外すべきであったと考えております。

(委員長)

右半分だけならどの程度の面積がありそうですか。

(事務局)

全体では 29,000 m<sup>2</sup>程度ですが、20,000 程度でしょうか。

(委員長)

いま、事務局からの報告を聞いておりますが、いずれは現地を見る場合に、34 箇所全てを見るかどうかは別として、候補地から除外した場所についても見ておきたいと思います。写真だけではなくて、現場を見ておかないと説明がつかなくなる場合がありますから。

では、次は 14 番です。

(事務局)

ここは、法規制はありませんが、ここの区域全体がフロンティアリサーチパーク構想という岐阜県の計画がありまして、多治見市としてここで、研究学園都市構想のなかで、こういった計画をしますよ、という計画をつくっておりますので、ここに火葬場を建設しようとする計画の変更が必要となります。

もうひとつは、右側が土岐市との市境です。左から右にかけて下っている傾斜となっています。

(委員長)

そういった計画があるのであれば無理ですね。14 番は除外しましょう。

では次は 14 の 1 番です。

(事務局)

こども、14番と同じくフロンティアリサーチパーク構想の区域であるということと、左側の白地の部分に道路のインターチェンジのようなものができる予定です。

(委員)

道路を挟んだ反対側は何があるのでしょうか。

(事務局)

現在は多目的広場で現在は、駐車場としても使用しています。もともとスケート場があったところでした。

(委員長)

この場所については、傾斜などの問題ではなくて、既に計画があるということですね。候補地からは除外しましょう。

(事務局)

学園都市構想の計画のなかということです。それと道路の計画があるということです。

(委員)

セラミックパークは学園都市構想の区域に含まれるということですか。

(事務局)

そうです。セラミックパークは計画に位置付けて認められています。

(委員長)

それでは、14の2番です。

(事務局)

14の1番の反対側の山の斜面です。ここは、フロンティアリサーチパークと隣接はしておりますが、計画外のところでした。斜面であるということと、接道が無いということがネックとなっております。道路を引くとすると左側からとなろうかと思えます。

(委員長)

住宅と工場が混在している地区を通過するということですね。

(事務局)

こちらから道路を通すことは地形的に困難ではないか。かといって、反対側から通すことも難しいのではないかと。

—都市計画図にて地形の確認を行う—

(委員長)

道路整備の状況的には、困難な面が予想されるが、道路さえつければ、建設場所としては、よろしい気がします。

では、候補地から除外するのではなく、「△」として残しておきましょう。では、次は15番です。

(事務局)

ほとんどの部分が市営平和霊園を含む墓地公園区域となっておりますので、開発できませんが、写真上部に緑地がありますので、そこであれば検討可能かと思っておりますが、ただし、この付近にバイパス道路が開通しております。その差替え写真を用意しておりますのでご覧ください。1丁目19の3とあるところですが、道路ができましたので、土地のカタチ的に難しいので

はないかと考えております。

(委員)

墓地に通じる道は、このバイパスからはありますか。

(事務局)

ございます。

(委員)

墓地に通じる道路が整備されているようですが、その道路を利用して墓地公園内に火葬場を建設することはいかがでしょうか。

(事務局)

墓地公園として都市計画決定が成されていますので、そこに火葬場の都市計画決定を重ねて行うことは困難であると聞いています。

(委員)

以前よりは柔軟であるとは聞いていますが…。

(委員長)

では候補地として残しておきましょう。では次は、16番です。

(事務局)

浄水場のあるところですが、住宅団地が右上部にありますが、その団地側が標高が高く、左のほうに向かって下がっています。団地を通過してのアプローチは困難ではないかと考えています。また、団地周囲は開発緑地ですので、愛岐道路側からのアプローチとなります。傾斜としては、きついものがあり、いわゆる壁的な傾斜となっています。

(委員長)

ちょっと無理ですね。除外しておきましょう。では、次は17番です。

(事務局)

ここから笠原町です。ここは、全くの山の中でございます。道路も何もなく、現場に徒歩で行くことも困難な場所です。笠原町と土岐市の境です。

(委員長)

これは無理ですね。候補地からは除外します。では次は18番と19番です。

(事務局)

まず18番です。ここは砂防指定地を含んでいます。

(委員長)

いまのところは、保安林は候補地からは除外していますが、砂防指定は除外していませんね。

(事務局)

はい。

(委員)

侵入道が狭いとありますが、この林道の幅はどの程度でしょうか。

(事務局)

林道を確認はしていませんが、乗用車がなんとかすれ違える程度ではないかと思えます。次に19番ですが、ここは、別の利用計画がありますので、除外させていただきます。

(委員長)

わかりました。では次は 20 番です。

(事務局)

20 番は、現在稼働中の採石場の入口にあたる部分ですので、開発は不可能であると考えています。

(委員長)

わかりました。除外しましょう。次は、21 番です。

(事務局)

これは山の斜面になっております。右斜め上部に建設物がありますが、これは戦没者の慰霊塔で、こちら側が山の頂上になりまして、左に向かって下がっています。面積としては 32,000 m<sup>2</sup>ありますが、平場を確保するためには、かなり山を削る必要があると考えています。

(委員長)

わかりました。では、次は 22 番です。

(事務局)

この土地の上側に構造物が見えますが、旧笠原町のし尿処理場跡です。現在は使用しておりません。また、下側は空き地となっておりますが、以前のし尿処理場があったところで、その地下構築物が埋まっている可能性があります。平場となっているため、使えると考えています。山を削る必要もありません。

もう一つの課題は、右側の河川を挟んで、土岐市境となっております。

(委員長)

この周囲は住宅地ですか。

(事務局)

民家もありますし、工場もあります。わりと工場が多いでしょうか。

(委員)

写真の西側はどのようですか。

(事務局)

工場もありますし住宅もあります。同じような地形が続いているところです。

(委員長)

土地としてはどうですか。

(事務局)

地下に埋まっている状況を確認する必要があるとは思いますが、事務局としては、ここは候補地になりえるところであると考えています。

(委員長)

アクセス的に市内の周辺地になり、土岐市との境ではありますが、候補地として残しましょう。では、次は 23 番です。

(事務局)

候補地内の真中にあるものは、地域墓地ですが、敷地の真中にありますので、ここは、開発が不可能であると考えています。ちなみに、右側にあります施設は笠原中学校です。

(委員長)

23 番は候補地から除外します。では、次は 24 番です。

(事務局)

24 番から 26 番が同じ写真にはいっておりますので順番に確認をお願いします。

25 番の右側にグラウンドのような場所がありますが、ここが山の頂上部分となります。ここに行くには、右側の住宅地内の細い道路を通過する必要があります。現在のところここしか道がありません。

24 番はこの山頂から下手に下ったところですが、急傾斜地崩壊危険箇所を含んでいます。25 番はグラウンドに隣接した斜面ですが、ここも急傾斜地です。26 番ですが、ここは、敷地の真中に地域墓地があります。

(委員長)

では続けて 27 番です。

(事務局)

変則的な土地ですが、道路を挟んで両側にまたがっておりますし、一部細長いところとなっておりますので、有効面積が確保できるかどうか微妙な場所です。

(委員)

傾斜はそれほどないようですが・・・。

(事務局)

傾斜はございません。

(委員長)

そんなに交通量が多い道路ではないですよ。

(委員)

道路の反対側を来客者用の駐車場に利用するとか考えられますね。また北側に隣接する施設は工場でしょうか。

(事務局)

道路の反対側は既に駐車場として活用されています。北側は工場です。

(委員)

工場との境は水路ですか。

(事務局)

水路です。市之倉川の上流にあたるのでしょうか。

(委員長)

わかりました。候補地として残しましょう。では次は 28 番です、

(事務局)

先ほど 3 箇所みていただいた左側でございます細長い縦の土地です。ここは最初からカタチで除外してもよかったと考えています。面積的には確保できません。

(委員長)

では、除外しましょう。次は 28 の 1 番です。

(事務局)

ここは、敷地の右側が住宅団地となっています。団地の造成法面です。

(委員)

団地が高台の上に乗っているという理解ですね。

(事務局)

有効面積が確保できるかどうか難しいところです。

(委員長)

では続いて 29 番です。

(事務局)

侵入道がありますが細い道です。しかし、傾斜的にはそれほどきつくないと見ておりまして、うまく考えれば不可能では無いと思いますので、候補に残して検討いただければと思います。

(委員長)

わかりました。候補地として残しましょう。では次は 30 番です。

(事務局)

接道が直接的にはありませんが、写真でいいますと左上の道路から取り付けは可能ではないかと考えています。斜面的にもそれほどきつくないのではないかと考えています。この 15 万㎡のなかで、確保できればと考えます。

(委員長)

わかりました。候補地に残します。

それでは、資料 2 に基づき確認を行ったわけですが、最後に全体の確認を行います。

1 番、2 番、3 番は候補地として残します。4 番は除外します。5 番と 6 番は候補地として残します。7 番から 14 の 1 番までは除外します。14 の 2 番と 15 番は保留という扱いで候補地として残します。16 番と 17 番は除外します。18 番、19 番、20 番も除外します。21 番は保留という扱いで残します。22 番は候補地として残します。23 番、24 番、25 番、26 番は困難であるということから除外します。27 番は候補地として残します。28 番は除外します。28 の 1 番は候補地として残します。29 番は候補地として残します。30 番も候補地として残します。

(事務局)

31 番を見ていただいているのですが、これは面積自体が 8,500 ㎡しかないなかで斜面ですので有効面積が確保できないと考えますので候補地にはなり得ないと考えます。

(委員長)

わかりました。候補地からは除外しましょう。それで、現地を確認するところ、「×」にしたけれども現地を確認するところ、というものについての整理を私と事務局で行います。そして、その結果を委員のみなさまにお伝えした上で、候補地から除外したけれども、明らかに不可能なところ以外の保留的な候補地として残したところについて、7 月から 9 月にかけて現場を確認したいと思います。

できましたら 7 月中にみなさんで 1 回ぐらい現地確認に行けそうであれば行っておいて、その時に現地での確認ポイントがおおよそ定まれば、その後は 2 グループに分かれて 8 月と 9 月にそれぞれ確認していくというようにしたいと思います。

みなさま忙しいとは存じますが、ご協力お願いします。

本日、市有地についての候補地の説明・確認をいただきましたが、現在の火葬場を見ていませんので、これから視察に行きたいと思います。できましたら、現火葬場の周辺の状況を次回の会議において説明願えればと思います。

なお、本日の会議においては、委員長が指示した事項に基づいて、事務局が選別を行った内容

について、この場でご確認いただき、一応、候補地として残すところを決めましたが、あとは現地を見た上で絞込みの結果とすることとします。

事務局ほかにありますか。

(事務局)

第一回会議におきまして、民有地の扱いをどのようにするかということがありましたが、現在事務局におきまして、情報を集めておりますが、土地の所有者の同意というところまで至っておりませんでしたので、今回はお出しすることができませんでしたが、次回の会議までにそれをまとめまして、お出しできるものについてはお出しして、本日のようなかたちで確認をいただきたいと考えています。

最終的には、それら民有地も含め、現地を確認いただき、更に絞り込んでいただくというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、現火葬場を視察に向かいます。